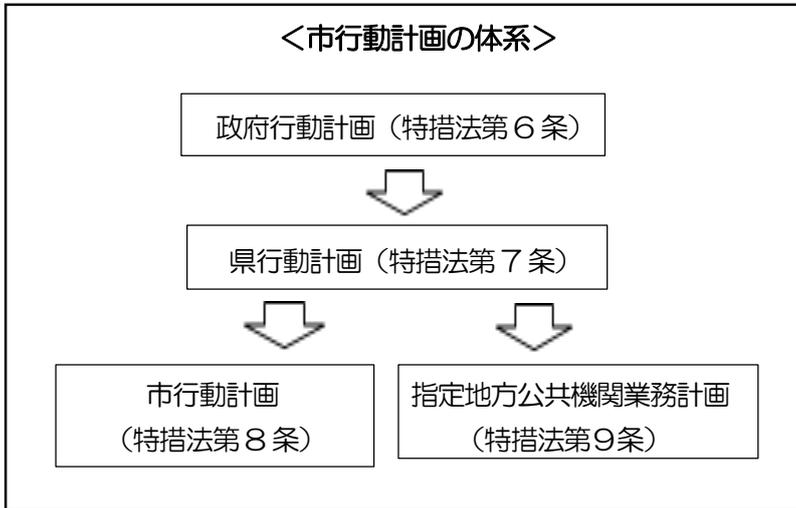


熱海市新型インフルエンザ等対策行動計画 概要版

病原性が高く、まん延の恐れのある新型インフルエンザ等が発生すれば大きな健康被害とそれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されております。そこで熱海市は新型インフルエンザ等特別措置法（以下、特措法という。）第8条の規定に基づき、新型インフルエンザ等の発生に備え「熱海市新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下、市行動計画という。）を策定しました。

<市行動計画の体系>



<市行動計画の構成>

〔構成〕

第1章 総論

第1節 市の責務、計画の位置づけ
構成等

第2節 新型インフルエンザ等対策に関する基本方針

第2章 各段階における対策

第1節 未発生期

第2節 海外発生期

第3節 国内発生早期

第4節 国内感染期

第5節 小康期

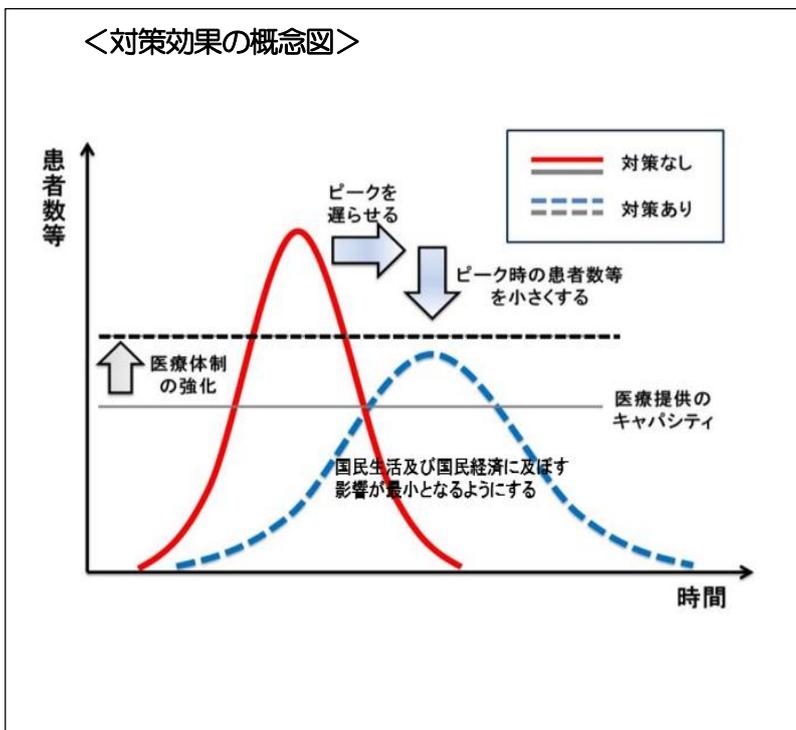
〔主要項目〕

- 1 実施体制
- 2 情報収集（サーベイランス）
- 3 情報提供・共有
- 4 予防・まん延防止
- 5 医療等
- 6 市民生活・地域経済の安定の確保

<新型インフルエンザ等対策の目的>

- 1 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。
- 2 市民の生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

<対策効果の概念図>



<対策実施上の留意点>

- 基本的人権の尊重
- 危機管理としての特措法の性格
- 関係機関相互の連携協力の確保
- 記録の作成、保存

<新型インフルエンザ患者数の推計>

	熱海市	
医療機関受診患者数	約4,020人～ 約7,730人	
	中等度	重度
入院患者数	約160人	約620人
死者数	約50人	約200人
1日当たりの最大入院患者数	約30人	約120人

【各段階における主な対策】

	未発生期	海外発生期	国内発生期	国内感染期	小康期
実施体制	市行動計画の作成 体制整備及び連携強化 ●体制、参集基準、連絡手段等整備 ●情報交換・連携体制の確認・訓練実施		対策本部設置→運営		対策本部の廃止
	情報収集				
情報収集	学校における集団風邪(インフルエンザ様疾患)の発生報告				
	継続的な情報提供・体制整備等				
情報提供共有	相談窓口	設置	体制を充実・強化		状況に応じて 窓口等の縮小
	個人における対策の普及				
予防・まん延防止	接種体制の構築				
	特定接種を行う登録事業者に対する国への協力	職員への特定接種の実施			
		相談窓口			
	住民接種体制の構築	準備	実施(予防接種法第6条第3項・第6条第1項)		
医療等	二次医療圏を単位とした地域医療体制の整備に協力			在宅で療養する患者への支援等	通常の体制に戻す
市民生活 地域経済の安定の確保	要援護者生活支援の準備 火葬能力の把握 物資及び資材の準備等		遺体の一時安置施設の準備	埋葬・火葬の特例等	通常の体制に戻す
	生活関連物資等の価格安定等 水の安定供給				
				要援護者への生活支援	